

令和7年度授業料等口座振替スケジュール

【口座振替日】（振替日が土日の場合は翌金融機関営業日）。

通常
前期分 4月27日
後期分 10月27日

令和7年度
前期分 4月28日
後期分 10月27日

【スケジュール】

○新入生

学期	① 通常	②修学支援 授業料減免対象者	内容
後期	6月	6月	預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書（「口座振替依頼書」）の提出依頼を保証人宛に送付します。 7月末までに返信用封筒で送付してください。 対象金融機関は以下 URL からご確認ください。 (https://www.css-osaka.com/partner/)
	9月末発送	10月末発送	口座振替通知（口座振替日等をハガキ等でお知らせします）
	10月27日	11月27日	口座振替日（納入期限）
	11月	12月	口座振替不能通知 →「口座振替不能のお知らせ」が届いた方は期日までに本学指定口座へお振込みください。

○新入生以外

学期	① 通常	②修学支援 授業料減免対象者	内容
前期	3月末発送	4月末発送	口座振替通知（口座振替日等をハガキ等でお知らせします）
	4月28日	5月27日	口座振替日（納入期限）
	5月	6月	口座振替不能通知 「口座振替不能のお知らせ」が届いた方は本学指定口座へお振込みください。
後期	9月末発送	10月末発送	口座振替通知（口座振替日等をハガキ等でお知らせします）
	10月27日	11月27日	口座振替日（納入期限）
	11月	12月	口座振替不能通知 →「口座振替不能のお知らせ」が届いた方は期日までに本学指定口座へお振込みください。

【口座振替の停止について】

以下（１）から（３）の理由により口座振替の停止を希望される場合は、「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」を各キャンパス庶務課へ提出し、各自で指定された期日までに以下の本学指定口座へお振り込みください。（事務手数料２２０円は振り込みの場合も納入いただきます。）

本学指定口座

銀行名：	大垣共立銀行	支店名：	岐阜支店
預金種目：	普通	口座番号：	０６６８９６５
名義：	ガク）ショウトクガクエン		

○口座振替停止理由

（１）納入期限の延長を希望する場合

原則、以下のとおり納入期限を延長することができ、この期限を過ぎると除籍の対象となります。

- ・卒業年次生以外 前期：９月３０日 後期：３月３１日
- ・卒業年次生 ９月卒業予定者 前期：７月３１日
３月卒業予定者 後期：１月３１日

（２）分割納入を希望する場合

ご自身で申請書に記載した期限までに本学指定口座へお振り込みください。

（３）振込を希望する場合

口座振替日までに本学指定口座へお振り込みください。

○「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」の提出期限

以下の期日までに各キャンパス庶務課へ提出してください。

期日までに提出されない場合は、口座振替の手続きを行いますのでご注意ください。

なお、「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」は、本学ホームページに掲載していますので、各自でダウンロードしてください。（<https://www.shotoku.ac.jp/student-life/tuition.html>）

① 通常

- ・前期分 ４月５日
- ・後期分 １０月５日

②修学支援金 授業料減免対象者

- ５月１０日
- １１月１０日

※提出期限日が土日祝日の場合はその翌日までにご提出ください。

○口座振替されなかった場合

以下の理由により口座振替されなかった方には「口座振替不能のお知らせ」を保証人宛に送付します。届いた方は指定期日までに本学指定口座にお振込ください。

※事務手数料２２０円は振り込みの場合も納入いただきます。

※「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」を以下「口座振替依頼書」と記載します。

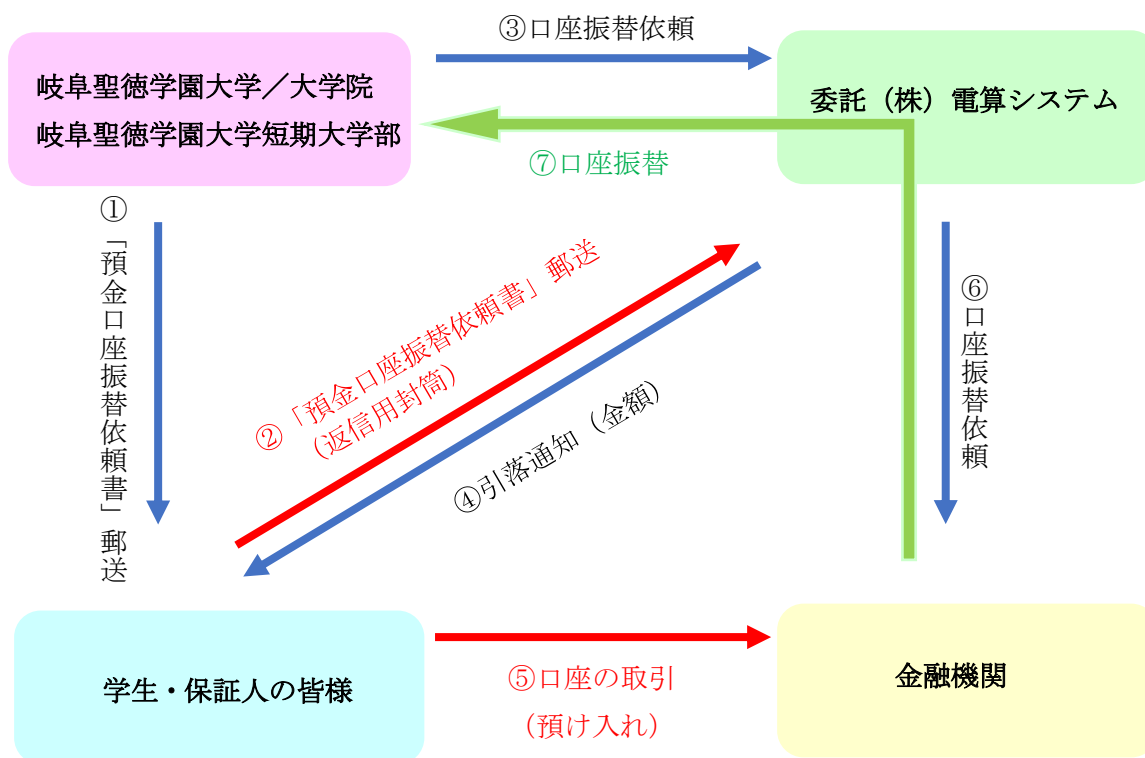
（１）残高不足の場合

（２）「口座振替依頼書」が未提出の場合（提出期限までに提出されなかった場合）

（３）「口座振替依頼書」を提出したが、不備等により口座登録が間に合わなかった場合

（４）「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」を提出期限後に提出された場合

口座振替の流れ



※①②「預金口座振替依頼書」の提出は初年度のみです。

よくあるご質問

口座振替とは何ですか？

振替指定日に授業料等を自動的に振替する（登録口座からの自動引落としをする）ものです。
事務手数料220円と併せて振替します。
初年度に「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」を提出いただく必要があります。

振込を希望する場合はどうしたら良いか？（口座振替を停止したい。）

指定期日までに「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」をご提出ください。
振込を希望する場合は、「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」を提出後、口座振替日までに指定口座へお振込みください。（「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」が未提出の場合は、振込後に口座振替されて二重支払いとなる場合がありますのでご注意ください。）
「分割」又は「延納」を希望する場合は、「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」にご自身で記載した期日までにお振込みください。

延納申請後の納入期限はいつですか？

前期9月30日、後期3月31日です。
卒業年次生の場合、9月卒業は7月31日、3月卒業は1月31日です。
期限を過ぎると除籍の対象となります。

分割して納入したいです。

指定期日までに「授業料等延納申請書・口座振替停止申請書」をご提出ください。
口座振替はされませんので、ご自身で申請書に記載した期限までに本学指定口座へお振込みください。

1年分まとめて納入したいです。

前期と後期に分けて納入いただいておりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

口座振替の指定口座を変更したいです。

やむを得ない理由がある場合は変更手続きをします。事前に庶務課までご連絡ください。
事務手続き上、「口座振替通知」を送付後に指定口座を変更することはできません。